(一社) 和歌山県サッカー協会

# 情報開示規約 (案)

### 【目的】

第1条 この規約は、一般社団法人和歌山県サッカー協会(以下、「本協会」という。)が一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律等の法令等(以下「法令等」という。)に基づき情報開示を行うにあたり、その基準や範囲及 び手続きについて定めるものである。

#### 【情報開示の基本的考え方】

第2条 本協会は、社員又は債権者(以下「開示請求者」という。)から請求があった場合には、<del>解社団法人及び 般財団法人に関する法律、その他法令等(以下「法令等」という。)法令等</del>で定められた開示情報について、法 令等の定めに従って適時・正確な情報を開示しなくてはならない。

#### 【情報開示を請求できる者】

第3条 開示請求者は、本協会に対して、法令等又はこの規約に定められた方法により、第5条に規定する情報の開示を請求することができる。

### 【開示請求者の責務】

第4条 開示請求者は、情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を<mark>開示第7条1項が定める開示請求書記 載の使用</mark>目的の範囲内で適正に使用しなければならず、それ以外の目的で使用してはならない。

#### 【開示する情報の範囲】

第5条 開示請求の対象になる情報は、法令等で定められた本協会が開示請求者に対して開示<u>義務を負う</u>情報に該当 するものとする。

2 開示する情報は、開示目的に照らして合理性かつ必要性があると認められる範囲のものに限る。

#### 【情報の非開示基準】

- 第6条 本協会による情報開示は、個人のプライバシーを侵害する行為や違法行為であってはならない。また本協会 の事業の円滑な遂行に障害をもたらしたり、あるいは協会全体の利益を損なうものであったりしてはならない。
  - 2 本協会は、前項をふまえ、開示請求者からの情報開示請求が次の事由に該当すると認められる相当な理由が ある場合には情報を開示しないものとする。なお、非開示とする場合には、本協会は、請求者に対し、非開示 の理由を明らかにするものとする。
    - (1) 法令等により非公開が義務付けられている事項。
    - (2) 契約により非公開が義務付けられている事項。
    - (3) 犯罪の予防上、非公開とすることが必要な事項。
    - (4) 特定の個人を識別できるもの、また特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利 益を害するおそれがある事項。但し、当該特定の個人本人の同意があるときは除く。
    - (5) 開示することにより本協会の運営等に障害をもたらすおそれのある事項。
    - (6) 係争中の事案に関わることで、開示することにより、本協会に不利益となるおそれのある事項。
    - (7) 当該情報の請求が、目的外使用のおそれがあるとき。
    - (8) 反社会的勢力に関わりがある者から請求があったとき。

### 【情報開示請求の手続き】

- 第7条 開示請求者は、氏名、+住所、+連絡先、+開示を求める情報の内容、+開示の理由、情報の使用目的を明らかにして、本協会所定の開示請求書を提出することにより開示請求を行うものとする。
  - 2 本協会は、開示請求があった場合、前条に該当する場合を除き、特段の事情がない限り、2週間以内に請求があった情報を開示するものとする。

コメントの追加 [三浦孝司1]: 一般社団法人法で社員又は 債権者に閲覧謄写が認められている範囲に限定されるよう 冒頭に明記しました。

コメントの追加 [三浦孝司2]: 申請時に申告された使用目的外での使用を禁じる趣旨と捉え、それを明確化しました。

コメントの追加 [三鴻孝司3]: 一般社団法人法に定められた法定開示情報に限定するとの趣旨と捉え、これを明確化しました。

コメントの追加[三浦季司4]:協会が開示する情報を、法定開示情報に限定することになれば、法定開示情報に該当する限りは全て開示するとの帰結に至るため、協会で開示範囲を限定していいのか?という疑問があります。情報の非開示(第6条)や目的外使用の禁止(第4条)による制約を課すことでコントロールは可能とも考えられることから、第5条2項は削除しても良いのでは?とも考えますので、ご検討ください。

コメントの追加[三浦孝司5]: 社員名簿、議決権行使の委任 状等の開示情報の請求時には、法文上「(開示) 請求の理由 を明らかにしてしなければならない。」と規定されているた め、加筆しました。

# (一社) 和歌山県サッカー協会

3 本協会は、法令等に定めのある場合を除き、開示請求が決算期など業務活動に重大な影響を及ぼすおそれのある時期になされた場合は、開示の時期を変更することができる。

### 【閲覧場所・閲覧時期】

- 第8条 開示情報の閲覧場所は、本協会の主たる事務所とする。
  - 2 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、本協会の業務時間内とする。

### 【負担費用】

第9条 開示資料の閲覧は無料とする。但し、コピーの場合は、開示請求者は実費を負担するものとする。

### 【規約の改廃】

第10条 この規約程の改廃は、理事会の議決による。

# 【附則】

1 この規約程は、令和5年11月11日より施行する。

コメントの追加 [三浦孝司6]: 表現を修正しました。

コメントの追加[三浦孝司7]: 表現を修正しました。